



不正競争防止法等の一部を改正する法律 【知財一括法】の概要

**経済産業政策局 知的財産政策室
特許庁 制度審議室**

目次

1

デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

| | |
|---|---|
| ① 登録可能な商標の拡充 | |
| (i) 商標におけるコンセント制度の導入【商4条等】 | 1 |
| (ii) コンセント制度導入に伴う、不競法の適用除外規定の新設【不19条】 | 2 |
| (iii) 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し【商4条】 | 3 |
| ② 意匠登録手続の要件緩和【意4条等】 | 4 |
| ③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】 | 5 |
| ④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化 | |
| (i) 限定提供データの定義の明確化【不2条】 | 6 |
| (ii) 損害賠償額算定規定の拡充【不5条】 | 7 |
| (iii) 使用等の推定規定の拡充【不5条の2】 | 8 |
| (iv) 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限【特186条、実55条、意63条等】 | 9 |

2

コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

| | |
|--|----|
| ① 送達制度の見直し | |
| (i) 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し【特191条】 | 10 |
| (ii) オンライン送達制度の見直し【工5条等】 | 11 |
| ② 書面手続のデジタル化等のための見直し | |
| (i) 書面手続のデジタル化(申請)のための改正【工8条等】 | 12 |
| (ii) e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し【商68条の2等】 | 13 |
| (iii) 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備【特43条、実10条、意10条の2、商10条等】 | 14 |
| ③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】 | 15 |

3

国際的な事業展開に関する制度整備

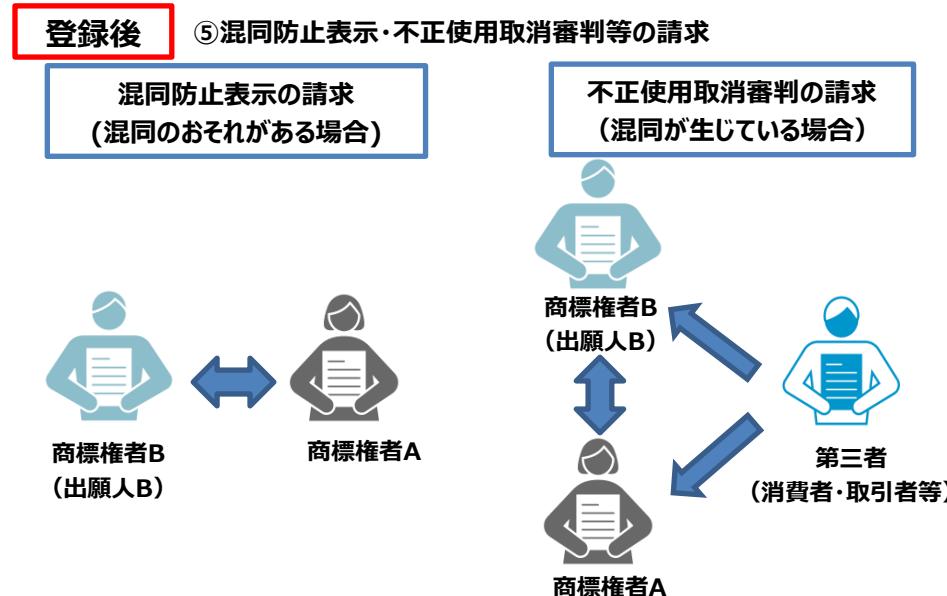
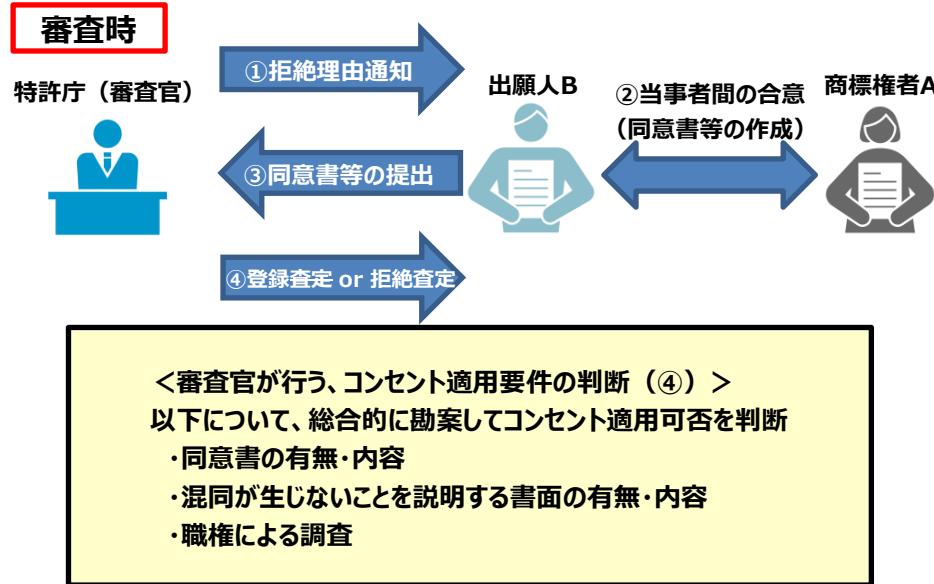
| | |
|-----------------------------------|----|
| ① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】 | 16 |
| ② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】 | 17 |

①登録可能な商標の拡充

(i) 商標におけるコンセント制度の導入【商4条等】

- 商標法上、先行する他人の登録商標と同一又は類似する商標は、当該登録商標に係る又は類似する商品・役務についての登録を受けることができない。
- 諸外国の多くは、先行する登録商標の権利者による同意（コンセント）があれば、類似する商標であっても併存登録を認める「コンセント制度」を導入しており、中小企業を含むユーザーからは、簡便な手続であるコンセント制度の導入の要請がある。
- このため、先行する登録商標の権利者が同意し、かつ、消費者（需要者）に、混同が生じるおそれがない場合には併存登録を認めるとする、コンセント制度を導入する。
- 混同が生じるおそれがないかの判断に当たっては、商品・役務の用途など、実際に商標が使用される場面で棲み分けがなされているか等に着目する。

【法改正のイメージ】



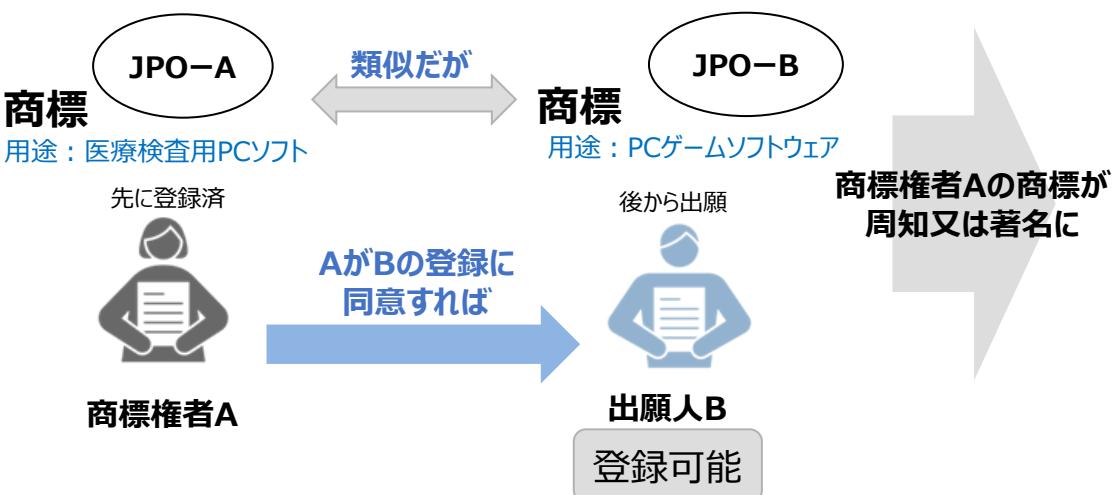
①登録可能な商標の拡充

(ii) コンセント制度導入に伴う、不競法の適用除外規定の新設【不19条】

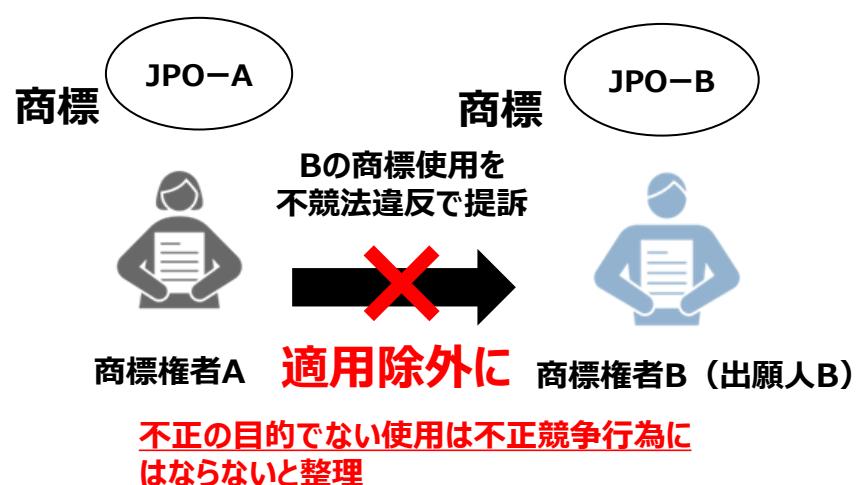
- コンセント制度（商標法）により類似商標が併存して登録され、いずれかの商標が周知又は著名となった後、登録時に同意したにもかかわらず、相手側の商標の使用行為を、自社の商品表示と混同させる行為又は著名表示を無断使用する行為（現行法の不正競争行為）であるとして不競法に基づく差止・損害賠償を請求することが形式上可能。
- こうした請求は、そもそも同意に反する行為であり信義則違反と考えられるものの、仮に請求が認められると、事業の予見可能性が確保されず、コンセント制度の安定した活用につながらない。
- このため、同意した両者が、不正の目的でなく商標を使用している場合には、相手側の商標の使用行為を不正競争行為として扱わない（適用除外）こととする。

- 周知表示混同惹起行為：周知となった他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、その他の商品・営業と混同を生じさせる行為
 ○著名表示冒用行為：著名な他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、営業活動をする行為

類似商標の登録に同意（コンセント）



同意したにもかかわらず、不競法違反で訴える可能性

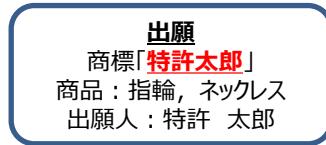


①登録可能な商標の拡充

(iii) 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し【商4条】

- 商標法上、「他人の氏名」を含む商標は、当該他人の承諾がない限り、商標登録を受けることができない。裁判において厳格に解釈されていることを受けて、特許庁における審査・審判の判断も厳格化しており、出願に係る商標や他人の氏名の知名度等にかかわらず、「他人の氏名」を含む商標は、同姓同名の他人全員の承諾が得られなければ商標登録を受けることができない。
- この結果、同姓同名の他人が存在すれば一律に出願が拒絶されるため、創業者やデザイナー等の氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、要件緩和の要望がある。
- このため、①「他人の氏名」に一定の知名度の要件と、②出願人側の事情を考慮する要件を課し、他人の氏名を含む商標の登録要件を緩和する。

【現行法】



知名度を有しない他人
多数の「特許太郎」氏

他人の承諾なし
拒絶理由通知あり

知名度を有しない他人
多数の「特許太郎」氏

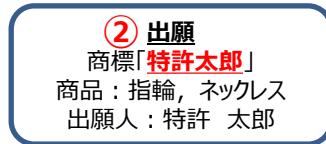
全ての他人の承諾あり

登録査定
商標「特許太郎」
商品：指輪、ネックレス
出願人：特許 太郎

全ての他人の承諾なし

拒絶査定
商標「特許太郎」
商品：指輪、ネックレス
出願人：特許 太郎

【改正後】



① 知名度を有しない他人
多数の「特許太郎」氏

他人の承諾なし
拒絶理由通知なし

登録査定
商標「特許太郎」
商品：指輪、ネックレス
出願人：特許 太郎

<審査官が行う、改正後の他人の氏名を含む商標の判断>

- ① 氏名に一定の知名度を有する他人が存在するか
→氏名に一定の知名度を有する他人が存在しない場合は、承認不要
- ② 出願人側の事情を考慮する要件を満たしているか
→例えば、商標構成中の氏名が自己氏名等であり、商標登録を受けることについて不正の目的を有していない場合は、要件を満たすと想定
⇒①の他人が存在せず、②の要件を満たす場合は、他人の承諾なしに商標登録が可能

②意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- 意匠登録を受けるためには、「新規性」等の要件を満たすことが必要であり、出願前に自ら公開している場合も新規性を喪失したとして拒絶理由となる。この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められている。
- 具体的には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面(例外適用書面)を提出し、出願から30日以内に自ら公開したことを証明する証明書(例外適用証明書)を、自己が公開した全ての意匠について網羅的に提出する必要があり、特にスタートアップ・中小企業にとって大きな負担となっていた。
- このため、最先の公開日に公開した意匠の証明書を提出すれば、その日以後の公開についての証明は不要とする旨の改正を行う。

【現行法】 SNSやクラウドファンディングサイト等でデザインを事前公開し、その後意匠登録出願

下記の①は証明書を提出したが、②、③については提出していないため、
「新規性」を喪失したとして意匠登録出願が拒絶



【改正案】

**最先日に公開した意匠①の証明書を提出すれば
事前公開していても、意匠出願が拒絶されない**
※証明書は同一又は類似の意匠に有効

類似：意匠の美感を比較する場合に、物品等の用途及び機能が共通することを前提に、需要者（取引者を含む）に対し共通の美感を生じさせるもの

③デジタル空間における形態模倣行為の防止【不2条】

- 現行法では、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣した商品（酷似したモノマネ品）の提供行為（形態模倣行為）を不競法で規制。
- 近年、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進み、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化。
- このため、有体物に加え、デジタル空間上の商品の形態模倣行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も規制対象とし、デジタル空間上の商品の保護を強化。

形態模倣行為：他人の商品形態を模倣した商品を提供する行為

(不正競争行為)

(保護期間は販売開始から3年を経過するまで。衣服など流行の早い商品が対象)

デジタル空間上の形態模倣行為も対象に

デジタルとリアルで類似したファッショニ例

(左：リアル 右：デジタル)



改正のイメージ

※模倣品は加工して作成したイメージ

**リアル
空間**



現行法で規制対象



模倣する：他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと(2条5項)

**デジタル
空間**



今回の法改正により規制対象となる行為

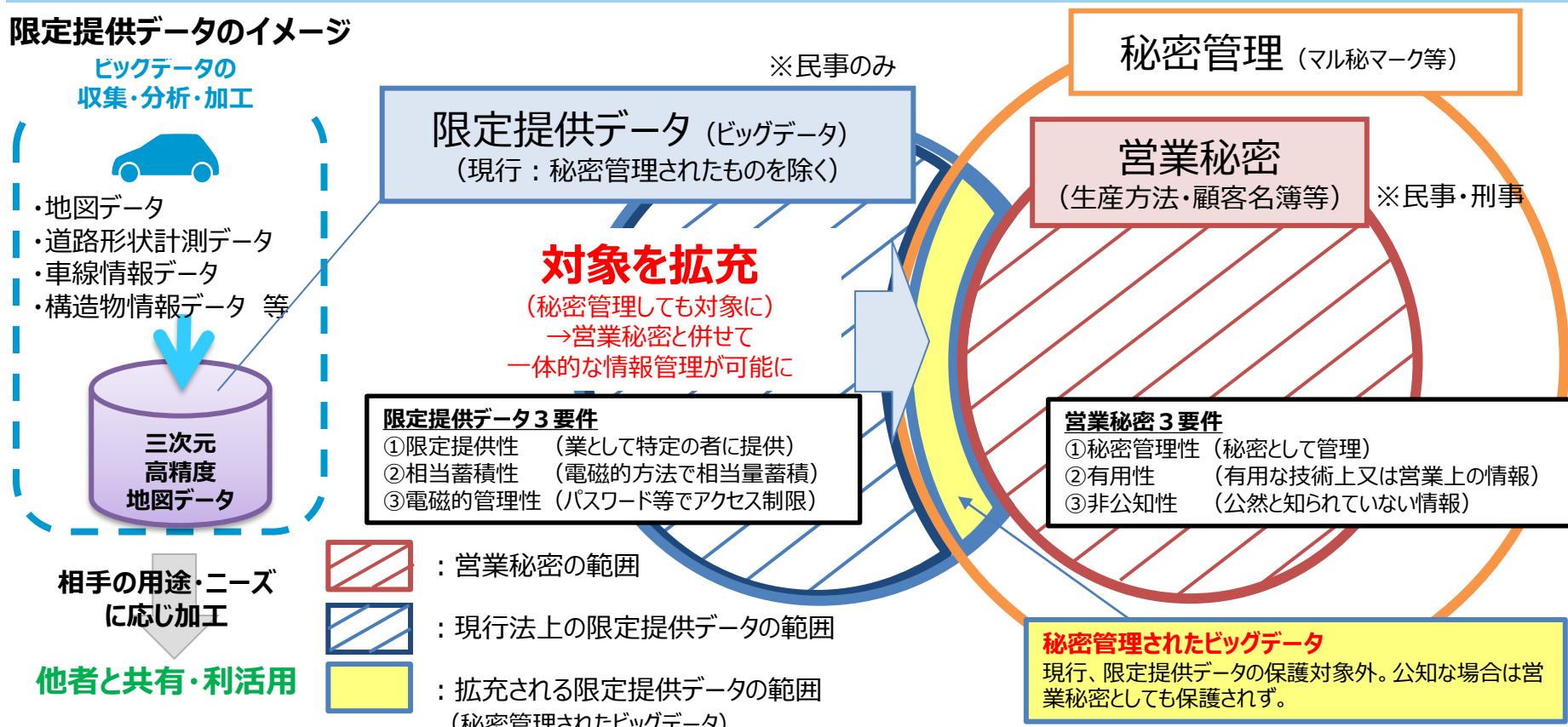


④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

(i) 限定提供データの定義の明確化【不2条】

- 平成30年改正により、不競法にビッグデータ保護制度が創設（地図データ、消費動向データ等。令和元年7月施行）。
 - 限定提供データ制度：ビッグデータを安心して他者と共有・利活用できるように、不正取得等に差止など対抗手段を設ける保護制度
- 制度創設時は、他者と共有するビッグデータは秘密管理されるものではないと想定していたため、現行法では「秘密管理されていないビッグデータ」のみ保護対象。
- 近年、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることから、対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充し、営業秘密と一体的な情報管理を可能とする。

限定提供データのイメージ

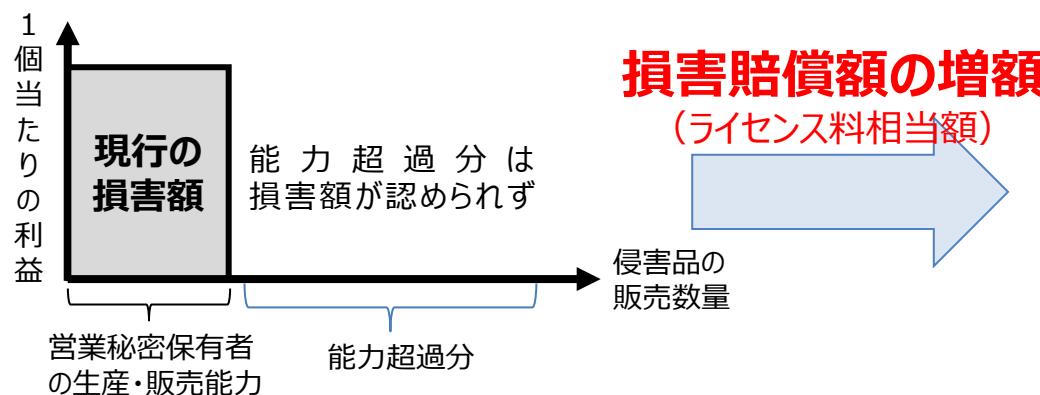


④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

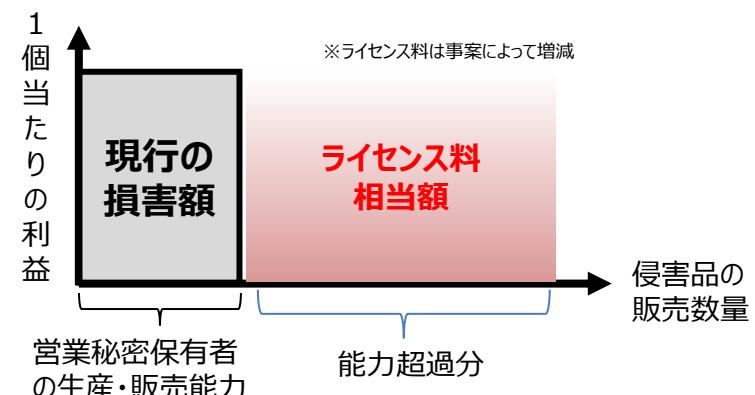
(ii) 損害賠償額算定規定の拡充【不5条】

- 営業秘密等の損害額（逸失利益）**は、侵害行為と損害との因果関係が明らかでない場合が多く、立証が困難。そのため、現行法では、**損害額を原則「侵害品の販売数量×被侵害者（営業秘密保有者）の1個当たりの利益」と推定**して算定することで立証負担を軽減（損害賠償算定規定）。
- しかしながら、現行法では**被侵害者の生産・販売能力超過分の損害額は否定**されてきた。
- 侵害のし得を許さず、適切な損害回復を図るため、超過分は**侵害者に使用許諾（ライセンス）したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる**規定を令和元年特許法等改正にらい追加。
(これにより、生産能力等が限られる中小企業も、能力超過分はライセンス料相当額として増額可能に)
- また、現行法では「物を譲渡」する場合に限定されていた対象を、デジタル化に伴うビジネス多様化を踏まえ、「**データや役務を提供**」する場合にも拡充。

現行の損害額



改正後の損害額



④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

(iii) 使用等の推定規定の拡充【不5条の2】

- 原告（営業秘密保持者）から不正取得した「営業秘密（生産方法等）」を被告（侵害者）が実際に使用しているかを原告が立証することは困難。そこで、現行法では被告が「営業秘密」を不正取得し、かつ、「その営業秘密」を使用すれば生産できる製品を生産している場合には、被告が「その営業秘密」を使用したと推定する規定が設けられている。
- しかしながら、現行法では推定規定の適用対象となる被告は、産業スパイ等の悪質性の高い者に限定。
- オープンイノベーション・雇用の流動化を踏まえ、推定規定の適用対象を、元々アクセス権限のある者（元従業員）や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、同様に悪質性が高いと認められる場合（※）に限り拡充。

使用等の推定

(現行法で規定)

立証

原告の立証

ア. 被告が営業秘密（生産方法等）を不正取得

イ. 被告がその営業秘密を使用すれば生産できる製品を生産

推定

被告がその営業秘密を使用上記（1）（2）
を立証できれば推定

推定規定の適用対象

現行の対象（悪質性の高い者に限定）

- (1) 営業秘密へのアクセス権限がない者（産業スパイ等）
(2) 不正に取得等した者から、その不正な経緯を知った上で転得した者

対象の拡充

(3) 元々営業秘密にアクセス権限のある者（元従業員、業務委託先等）

（※）その営業秘密が記録された媒体等を許可なく複製等（領得）した場合
←元々営業秘密へのアクセス権限があったとしても、許可なく複製する等悪質性が高いため

(4) 不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者

（※）警告書等が届く等により、不正な経緯を事後的に知ったにもかかわらず、記録媒体等を削除等しなかった場合
←不正な経緯を知った後もその営業秘密の記録媒体等を保有し続けることは悪質性が高いため

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

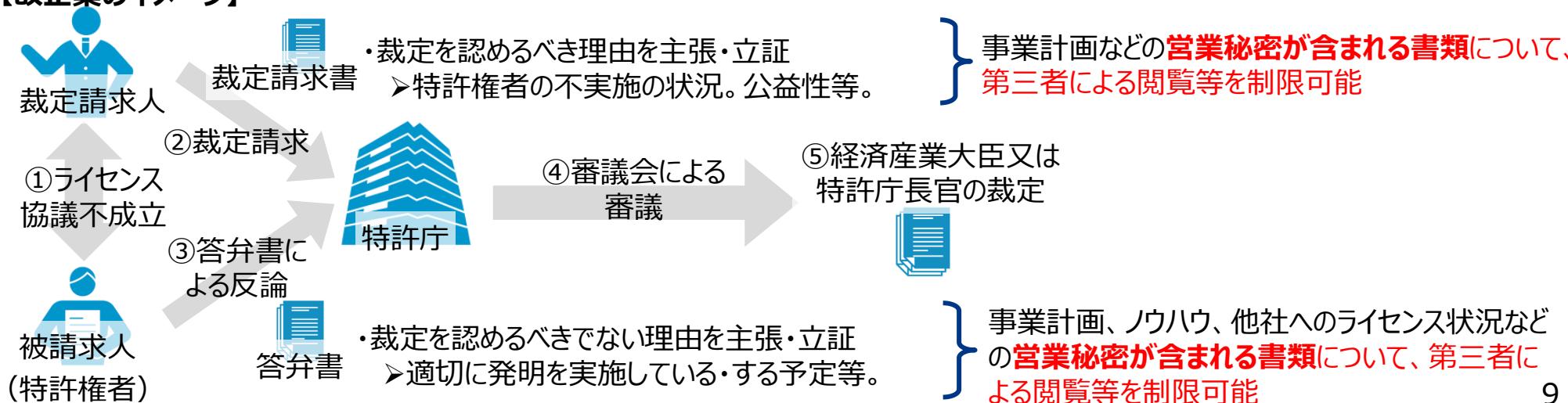
(iv) 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限【特186条、実55条、意63条等】

- 裁定制度は**、ある特許発明等について、第三者からの裁定請求に対して、経済産業大臣又は特許庁長官により、**権利者の同意なく、第三者にその特許発明等の通常実施権を設定し得る制度**である。
- 現行法では裁定関係書類は閲覧制限の対象外**であり、**何人も裁定関係書類の閲覧が可能**であるため、裁定判断に関わる**営業秘密の重要証拠の提出を当事者が控えることにより、妥当な裁定判断が阻害される可能性**がある。
- このため、**裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限を可能**とする旨の改正を行う。

裁定は、以下の3つの場合において、ライセンスを求める協議が成立しないときに請求可能

| | | |
|------|--------------------------------------|------------|
| 不実施 | 特許発明等の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないとき | 特許・実用新案 |
| 利用関係 | 特許発明等が他人の特許発明等を利用するものであるとき | 特許・実用新案・意匠 |
| 公益目的 | 特許発明等の実施が公共の利益のため特に必要であるとき | 特許・実用新案 |

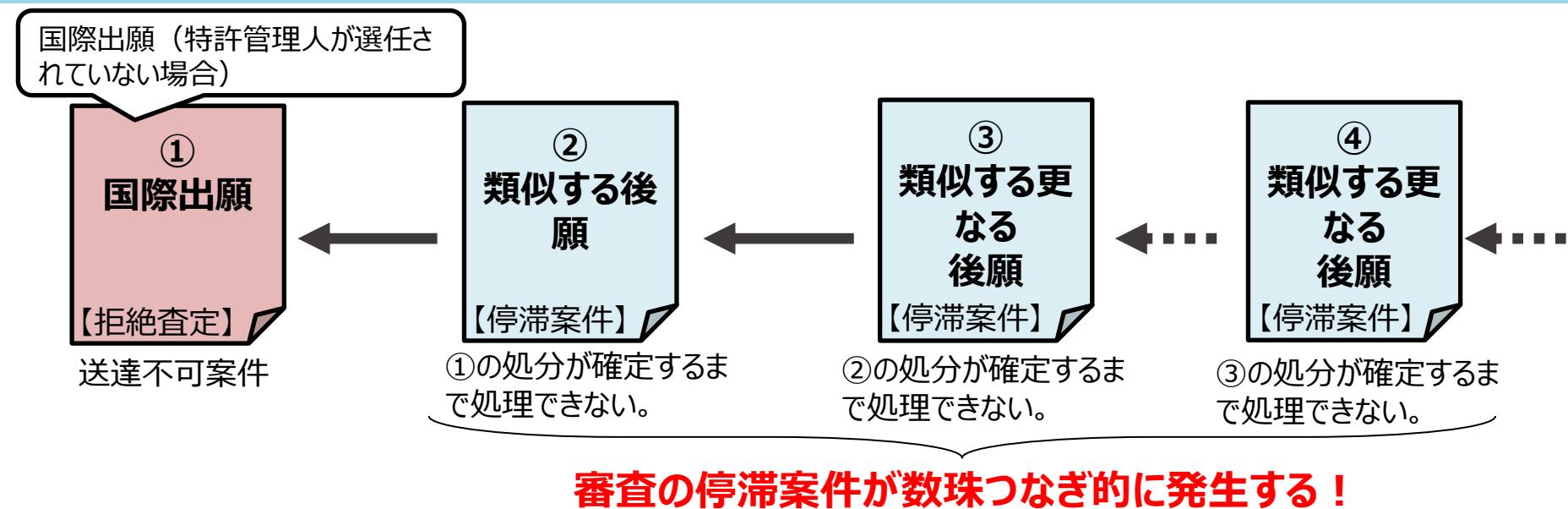
【改正案のイメージ】



①送達制度の見直し

(i) 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し【特191条】

- 在外の出願人は、特許等に関する手続をする場合、原則、代理人を日本国内に置く必要があり、書類の送達は当該国内代理人に行うが、手續が一旦完了し、代理人がいなくなった場合等には、書類を在外出願人に国際郵便で発送することになり、その発送の時に送達があったものとみなされる。
- コロナ禍等により、国際郵便の引受けが停止され、国際郵便での発送が行えないことにより、書類の送達ができなくなっているところ、この場合に手續を進める規定がないため、当該出願人等の権利が確定しないといふ問題が生じている。
- このため、公示送達（官報や特許庁HPに拒絶査定臘本などの送達書類名を掲載し、一定期間経過後に送達したとみなすもの）の要件に、国際郵便により発送が困難な状況を追加する旨の改正を行う。あわせて、公示送達の方法に、特許庁事務所内のディスプレイでの閲覧も追加する。

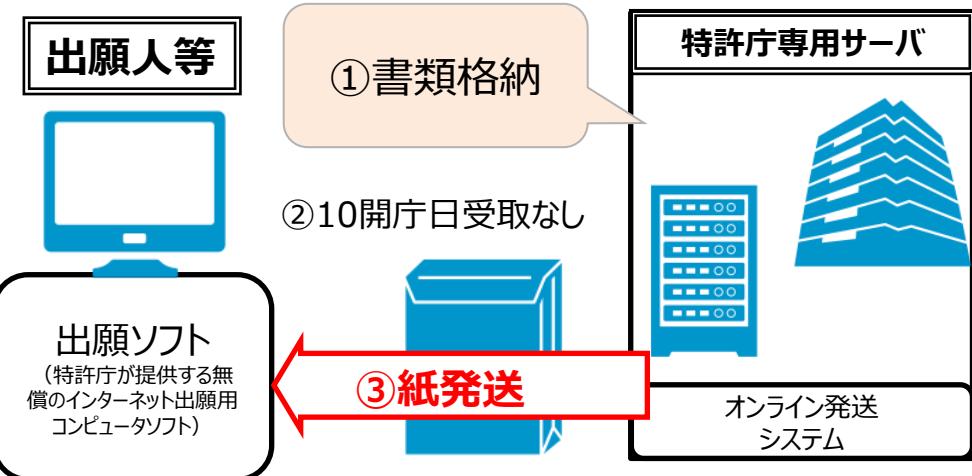


①送達制度の見直し

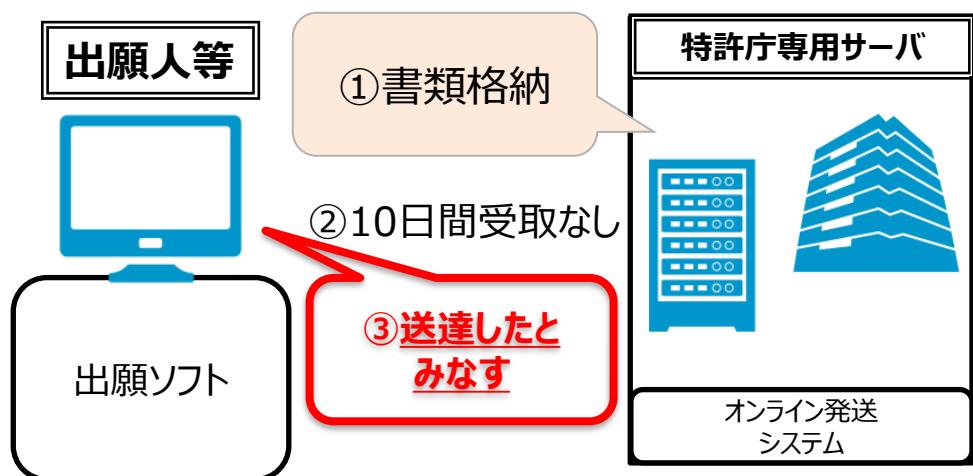
(ii) オンライン送達制度の見直し【工5条等】

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律において、特許庁からの書類（拒絶査定等）の発送は、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納された後、出願人等がこれを覚知し、出願人等が使用するパソコンへの記録が完了した時点をもって、到達したものとみなすとされている。しかし、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納されてから、一定期間内に書類を受け取らない（使用するパソコンに記録しない）出願人等に対しては、紙に切り替えて書類を発送している。
- リモートワークといった働き方の変容への対応や行政のデジタル化の動きを踏まえ、オンライン発送を希望する者に対しては、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納され、出願人等が受取可能な状態になってから10日以内に受け取らない場合、送達したものとみなす旨の規定を置く。
- ただし、代理を業として行う者については、オンライン発送の希望の有無にかかわらず、10日間経過後に、送達したものとみなすこととする。

【現行法】



【改正案】

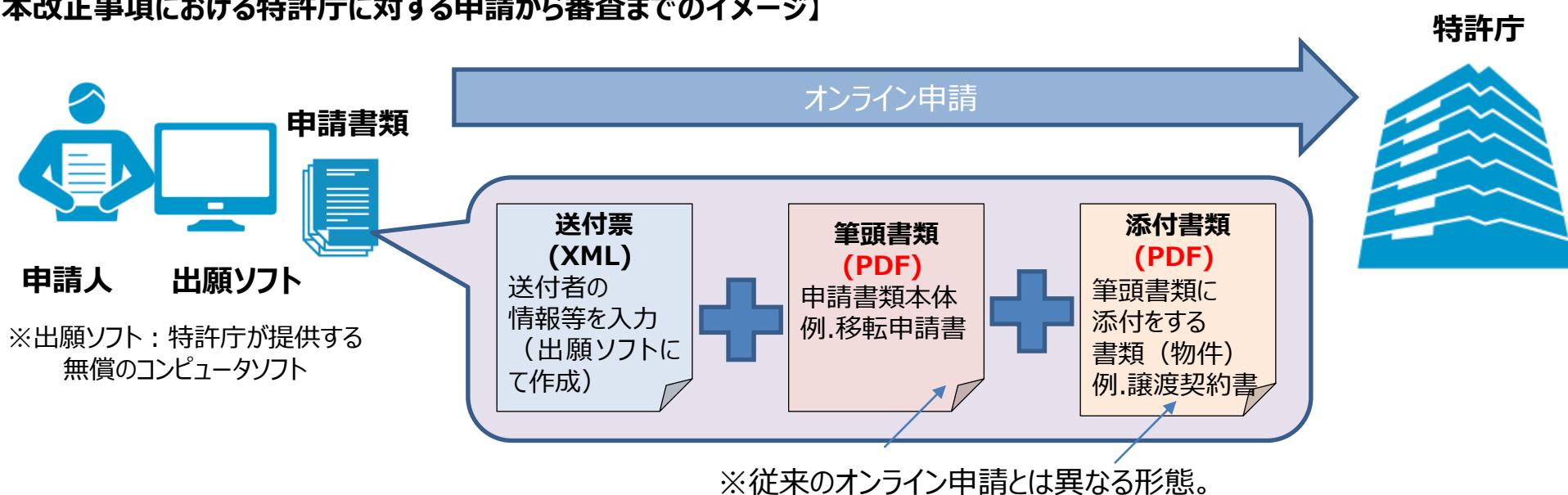


②書面手続のデジタル化等のための見直し

(i) 書面手続のデジタル化(申請)のための改正【工8条等】

- 特許庁に対する申請手続及び特許庁からの発送手続は、多くはオンラインで可能だが、一部オンラインで行うことができないものが存在する。
- 特許庁では『特許庁における手続のデジタル化推進計画（令和3年3月31日）』において、原則全ての申請手続をオンライン可能にする計画を立てているところ、特許財政の制約の中で計画を実現するため、これまでのオンライン申請の形態（XML形式）ではなく、別の電子形態（具体的にはPDF形式を想定）で受け付ける必要がある。
- この別形態の申請を受け付けるため、所要の規定を設ける。
- これにより、年間約20万件のオンライン申請できない手続がオンライン申請可能となり、ユーザー利便性向上につながる。

【本改正事項における特許庁に対する申請から審査までのイメージ】



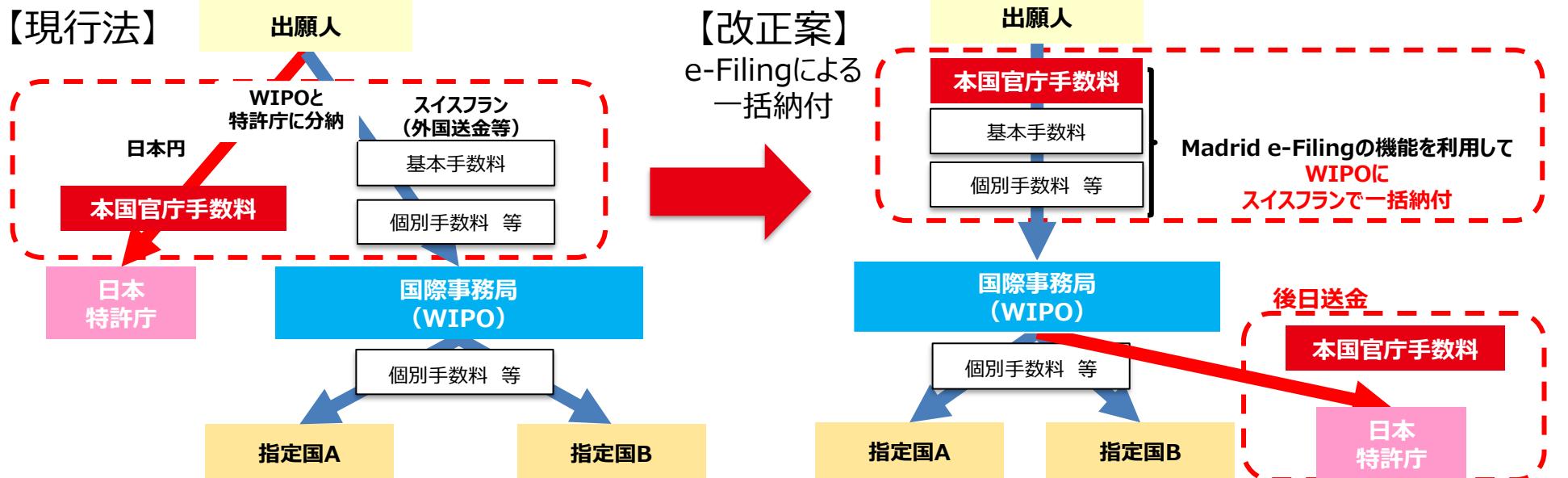
②書面手続のデジタル化等のための見直し

(ii) e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し【商68条の2等】

- 我が国の出願人が、日本国特許庁を本国官庁として、商標登録を各国で受けようとする場合の制度（マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度^{※1}）を利用して、国際事務局（WIPO：世界知的所有権機関）に商標の国際登録出願をする場合、日本特許庁に本国官庁手数料（日本円）を、WIPOに基本手数料等^{※2}（スイスフラン）をそれぞれ納付しなければならず、その手續が負担となっている。
- 令和4年6月より、特許庁は、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願について、書面手續に加え、WIPOが提供するマドリッドe-Filing（WIPOの出願システム：以下「e-Filing」）を利用した電子出願の受付を開始。このe-Filingは本国官庁手数料とWIPOに納付すべき手数料を一括してWIPOに納付する機能を備えている。
- 出願人の利便性向上のため、国際登録出願をe-Filingで行う場合には、本国官庁手数料を他の手数料と一緒にWIPOにスイスフランで納付できるよう、商標法の改正を行う。

※ 1 :ある国の出願人が、自己の商標出願または登録を基礎として、当該出願を受理し、または登録した国の所管官庁（本国官庁）を通じて国際事務局（WIPO）に願書を提出（国際登録出願）し、商標の国際登録がなされることによって、出願人が指定した複数の締約国に商標出願された場合と同一の効果を得ることができる。

※ 2:本国官庁手数料：本国官庁が本国認証等を行うための手数料
基本手数料：WIPOが方式審査等をするための手数料
個別手数料：日本特許庁など、指定国における審査料 + 10年分の登録料



②書面手続のデジタル化等のための見直し

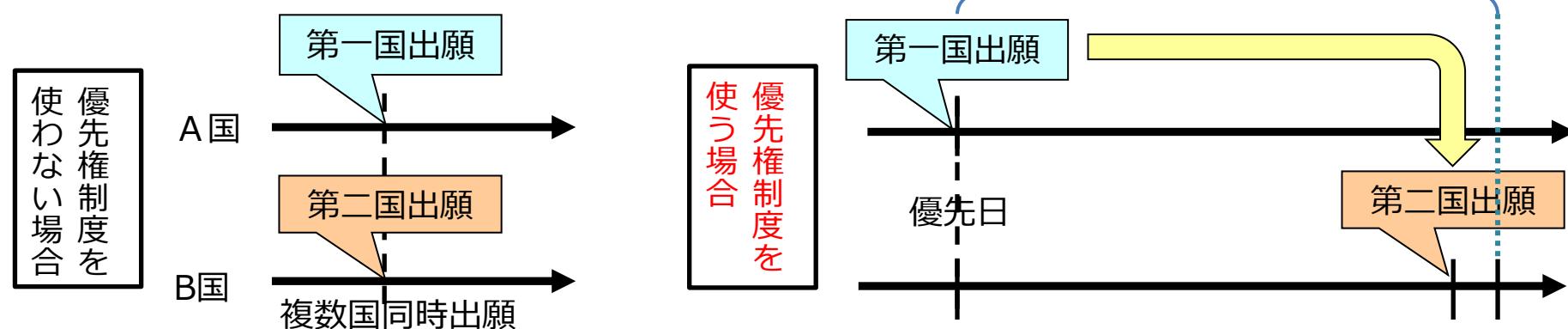
(iii) 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備【特43条、実10条、意10条の2、商10条等】

- 同一の発明を複数国に同時出願するためには、同時期に翻訳等の準備や各国ごとに異なる出願手続への対応が必要となり、出願人の負担が大きいことから、負担軽減のため、最初の出願国（第一国）への出願日を基準に、他国（第二国）で登録要件の審査を受けられる、パリ条約による優先権制度がある。
- 日本特許庁への出願の際に、優先権制度を利用するためには、出願人は、優先期間内に第一国で発行された優先権証明書の原本を、書面により提出することを原則としている。
- このため、例えば、優先権証明書をオンラインで提出することや、原本の写しを提出することができない。
- 出願人の利便性向上及びデジタル化の促進のため、優先権証明書のオンライン提出を可能とするとともに、その写しの提出を許容する旨の改正を行う。

【パリ条約による優先権制度】

第一国に出願した者が、その出願の内容について、優先期間内に第二国に出願をした場合に、第二国の中の新規性・進歩性等が、第一国に出願をした日（優先日）を基準に判断される。

優先期間（特許・実用新案：12か月
意匠・商標：6か月）



③手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- 高い潜在能力を有するが資金・人材面の制約で、十全な知財活動を実施できない者による発明を奨励する等の目的の下、中小企業等に対して、審査請求料の減免制度を設けている。具体的には、資力制約、研究開発等能力、新産業創出の程度を勘案し軽減率を設定。
- この資力等の制約がある者の発明奨励等という制度趣旨にそぐわない形での制度利用が見られる実態を踏まえ、一部件数制限を設ける旨の改正を行う。
- ただし、上限件数及びその対象は、意欲ある中小企業・スタートアップ等によるイノベーション創出等を阻害しないよう最大限配慮のうえ、政省令で定める。

※例えば、高い新産業創出能力が期待されるスタートアップ、小規模事業者、福島特措法認定中小や、企業とは性質が異なる大学・研究機関等に対しては上限は設けないことを想定。

【現行法】

減免申請件数



減免対象（件数制限なし）



減免対象

【改正案】

政省令で定める限度



減免対象



減免対象



【審査請求料の減免対象者と軽減率】

| 審査請求料の減免対象者 | 軽減率 |
|-------------------|--------|
| 中小企業 | 1/2に軽減 |
| 小規模事業者・創業10年未満中小 | 1/3に軽減 |
| 大学・研究機関等 | 1/2に軽減 |
| 福島特措法認定中小 | 1/4に軽減 |
| 生活保護受給者、市町村民税非課税者 | 免除 |
| 所得税非課税者、非課税中小企業 | 1/2に軽減 |

①外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、OECDからの勧告も踏まえ、条約をより高い水準で的確に実施するため、
 - 国内のバランスも踏まえつつ他の加盟国と遜色のない水準となるよう、自然人・法人の法定刑（罰金・懲役）を引上げ。
 - 現行法では、日本企業従業員の贈賄行為は、日本国内での行為は国籍問わず（属地主義）、海外での行為は日本人のみ処罰対象（属人主義）、外国人従業員による単独行為は対象外。そこで、海外での贈賄行為を従業員の国籍を問わず処罰可能とし、結果として外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰できることを明確化。

自然人の罰金上限額・懲役刑

¥ 500万円以下

5年以下

引上げ

¥ 3,000万円以下
※日本の刑事法制での最高額

10年以下
※日本の経済犯罪の最長期間

法人の罰金上限額

¥ 3億円以下

引上げ

¥ 10億円以下
※日本の刑事法制での最高額

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大

日本企業の従業員が海外で単独で贈賄した場合



海外



日本企業従業員
※現行、海外での贈賄行為は日本人のみ対象
(属人主義)

外国公務員等

※現行、国内での贈賄行為は国籍問わず対象
(属地主義)

<他国の罰金上限額・懲役刑：自然人>



約3,300万円以下
(又は不正利益2倍以下)



上限なし



約15億円以下

5年以下

10年以下

10年以下

<他国の罰金上限額：法人>



約2.7億円以下
(又は不正利益2倍以下)



約14億円以下

現行法では海外での単独贈賄行為は
日本人従業員のみ処罰可能

海外での外国人従業員の行為も対象に

従業員の国籍問わず処罰可能に

(日本企業に両罰規定が適用できることを明確化)

②国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- 日本国内で事業を行う企業の営業秘密が侵害された場合、刑事（懲役・罰金）では海外での侵害行為も処罰可能（国外犯処罰）。一方、民事（差止・損害賠償）では、日本国内の裁判所で日本の法律（不競法）に基づき裁判を受けられるのか、事案によっては不明確。

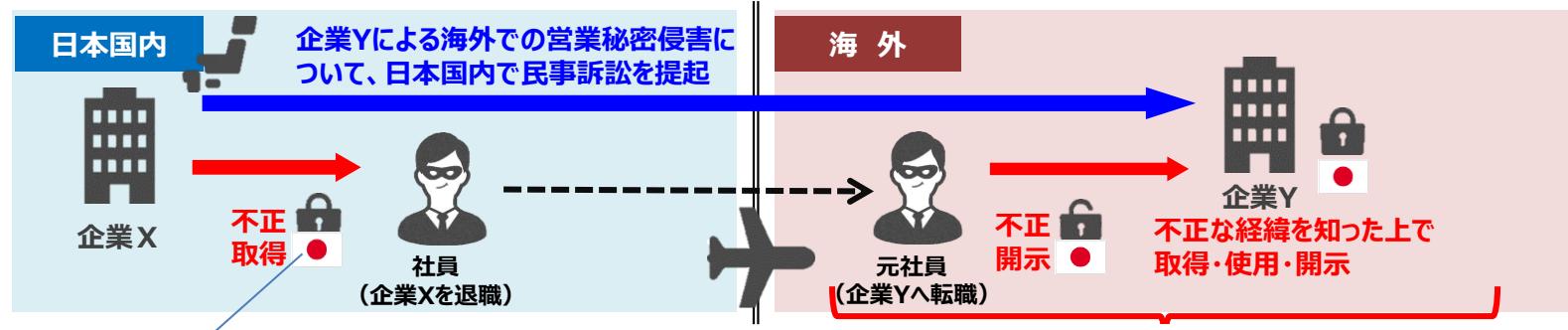
※裁判管轄は「民事訴訟法」、準拠法は「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断（「侵害の結果が発生した地」をどのように判断するか次第）。判断によっては、裁判管轄・準拠法が日本・日本法ではない可能性。

- このため、日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴できる旨を明確化。（中小企業も、日本の裁判所で日本語で海外企業を提訴可能であることが明確化）

※ただし、「専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密」の場合は、従来と同様に、「民事訴訟法」・「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断。

想定例

- 日本国内で事業を行う企業Xの、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密を、企業X社員が不正取得。
退職後、海外企業Yに転職し、不正に開示。企業Yは、不正な経緯を知った上で海外で取得・使用・開示。



日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密であることが前提

海外での営業秘密侵害行為だが、日本の裁判所で日本の不競法に基づき民事訴訟が提起可能であることを明確化

※企業が望めば、海外での訴訟也可能（競合管轄）

※刑事では、現行でも元社員、企業Yを処罰可能（国外犯処罰）

【問い合わせ先】

不正競争防止法について：

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL : 03-3501-1511 (内線2631)

E-MAIL : bzl-chitekizaisan@meti.go.jp

特許法・実用新案法・意匠法・商標法・

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について：

特許庁 総務部 総務課 制度審議室

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

TEL : 03-3581-1101 (内線2118)

E-MAIL : PA0A00@jpo.go.jp